

# 座談会 ～ストーカー規制法改正案等の立案を振り返って～

小沼：平成28年秋の臨時国会では、第1部第2課（内閣委員会等担当）が担当した「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」が成立しました。それぞれ、感想を聞かせてもらえますか？まずは、課長補佐として立案作業の中核を担い、省庁との調整にも当たってもらった伊庭さんから、法案の内容を紹介してもらいながら。



小沼 敦  
第1部第2課長  
(平成12年入局)

伊庭：ストーカー規制法は平成12年に参議院の議員立法として制定されましたが、ストーカー事案の件数は依然多く、また、従来の法規制では対応しきれない行為類型も見受けられることから、SNSの連続送信行為を規制対象に追加したり、警察がより迅速に禁止命令を出せる仕組みを設けたりする改正を行いました。警察庁などとは、実際の運用をにらみながら、法律上の文言や想定される政令などについて、様々な調整を行いました。担当者同士、ときには激論を交わすこともありました。そういう経緯もありますから、無事成立したときは、やはり感激しました。

伊庭：ストーカー規制法は平成12年に参議院の議員立法として制定されましたが、ストーカー事案の件数は依然多く、また、従来の法規制では対応しきれない行為類型も見受けられることから、SNSの連続送信行為を規制対象に追加したり、警察がより迅速に禁止命令を出せる仕組みを設けたりする改正を行いました。警察庁などとは、実際の運用をにらみながら、法律上の文言や想定される政令などについて、様々な調整を行いました。担当者同士、ときには激論を交わすこともありました。そういう経緯もありますから、無事成立したときは、やはり感激しました。

水江：ストーカー規制法は、学生向けの六法にも載っているようななじみ深い法律です。法科大学院生時代に憲法の講義の題材として扱った記憶がありますが、まさか自分が改正案に携わることになるとは思ってもいませんでした。改正案の立案過程でも、憲法との関係を検討する機会がありました。学生時代の勉強が少しは役に立ったように思います。自分が携わった条文が六法に載ったときは、とても感動しました。

小谷：恥ずかしながら、私はストーカー規制法についてあまり詳しくなかったのですが、立法事実を調査したり、被害者支援に携わる弁護士のお話を伺ったりする中で、この法律が果たしている重要な役割を認識しました。被害者の方を含む市民生活の安全・安心を確保するための一助となる法改正に携わることができて、よかったです。

小沼：ストーカー規制法改正案以外にも、いろいろな立案案件があったね。

伊庭：内閣委員会の所管は、私は勝手に「ゆりかごから宇宙まで」と言っていますが、子育て支援関係から宇宙開発関係まで幅広い分野にまたがりますの



伊庭 みのり  
第1部第1課  
[前第1部第2課]  
(平成16年入局)

でいろいろな法案や修正案に携わることができ、自分の仕事と世の中との関わりを感じる場面が多くありました。今年の通常国会でも、国家戦略特別区域法など注目を集める案件が多くあり、ニュースに映ることもありましたので、家で子どもが見て喜んでいました（笑）。

小谷：与野党から多数の立案依頼が寄せられたので、法案の検討、政党の会議への出席、資料作成などを、複数の案件について同時並行で行わなければならず、頭の切替えに苦労しました。



小谷 俊介  
国立国会図書館  
[前第1部第2課]  
(平成20年入局)

水江：新しい分野の依頼が来たときは一から勉強をすることになるので大変でした。ただ、そういった勉強や実際の立案作業を通じて、自分の興味関心の幅が広がっていくことも、この仕事の魅力だと思います。

小谷：印象に残ったものといえば、臨時国会期末のIR推進法案（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案）の修正でしょうか。緊迫した雰囲気の中で採決されたのは、忘れることはできません。

伊庭：修正案の立案は、厳しい時間的

な制約の中で、既に論理的に完成された法案に、依頼議員の考え方をどうやってうまく溶け込ませるかが腕の見せどころであり、また悩みどころでもありますね。

小沼：修正案にせよ法案にせよ、議員立法の多くは、現行法ではうまくいかない問題について、法律によって突破口を開くためのものだから、その性格上、従来の法解釈・従来の常識的な発想のみでは対応できないものであることが多いね。一方で、従来の法体系の基本的な考え方をあえて崩すようなことはすべきではない。この両者の課題をクリアするためには、多角的な観点から、柔軟な発想で、知恵を出していかなければならない。そこに、議院法制局の存在意義があるのではないかな。

伊庭：そうですね。実際に、議員の政策を法制的に整理し、条文という形にしていく作業をするには、幅広い法律の知識に加え、緻密な論理を構築する力が必要だと感じています。一度お尋ねしてみたかったのですが、課長は、課案を作成していくに当たって、いつものようなことをお考えですか。

小沼：私も新米の課長なのでそんなに確たるやり方があるわけではないけど、多くの案を突き合わせて議論して、課の案にまとめていく、というプロセス

が有効だと思っているので、まずは課員に考えてもらい、アイデアを最大限引き出すことを心がけていますね。もちろんその間、自分でも密かに案を考えてはいて、状況に応じて案を示すこともあるけど、いずれにしても、依頼者の思いを実現することができ、かつ、法的に合理的な説明が可能な案をどのように作り出すことができるかという点において、年次の差は関係ない。色々な案を出し合っって様々な観点から比較して、総合的により優れた案が残っていく。今はそのように考えています。

水江：私もまだ入局3年目の若手ですが、積極的にもっと案を出してほしいという課長からの空気を感じます（笑）。実際、説得力のある意見であれば若手の意見であっても尊重されるので、やりがいを持って仕事に取り組める環境だと思います。幸いなことに、当局は上司や先輩職員との距離が近いので、ときには相談に乗ってもらいながら、仕事に取り組んでいます。



水江 真人  
第1部第2課  
(平成27年入局)

小沼：国会図書館から出向で来ている小谷さんから見て、参議院法制局の特徴はどんなところにあると思う？

小谷：課の全員が一つのチームとなって議論しながら仕事を進めていくところですね。そして、それを可能にしている、年次に関係なく積極的に議論に加わることができる自由闊達な雰囲気、良好な人間関係も大きな特徴だと思います。

伊庭：自由闊達な雰囲気、良好な人間関係——。私もそのとおりだと思います。ぜひ多くの方に当局に興味を持っていただきたいですね。

小沼：このパンフレットを手にとって、議員立法を支える仕事が自分に合っているかもしれないと思ったら、迷わず説明会に顔を出すなり、議員立法のプロセスについて書かれた本を読むなりして、更なる情報収集に努めるとよいと思います。自らの可能性を追求していくためには、アンテナを広く張り、具体的に行動することが重要だと思います。

桑原：本当に突然保育園から電話が来て……。ただ、当局は、細かく担当係が分かれているわけではなく、課というチーム単位で仕事をしており、お互いのサポートがしやすい職場なので、助かっています。それに、まだ育児をしていない職員も含めて、「お互い様」という雰囲気でお互いサポートし合っているという意識が強いですよね。

桑原：私もそのようなときは妻や両家の親にお願いせざるを得ないです。その分、閉会中などは自分が積極的に家庭のことを担当するようにしています。あとは、忙しいときでも、作り置きを早起きして作ったりして、家庭内平和を保っています。

永野：つまり、大事なものは、職場でも家庭でも、お互い

が協力し合うってことかな。それから、言うまでもないことだけど、短時間でも成果を出すためには、やはり日頃の研鑽が何よりも大切だと思うよ。

桑原：そのとおりですね。入局した頃、上司が依頼を受けた案件について短時間で多面的かつ深く検討していることに驚きましたが、それも日々の積み重ねだったのだと思います。それに近づいているのか自分では分かりませんが、努力を続けたいと思います。

(左から)  
桑原 明  
第2部第2課  
(平成17年入局)  
永野 豊太郎  
第3部第1課  
(平成14年入局)



ワーク・ライフ・バランス

## パパ職員の声

桑原：今回は男性職員同士でワーク・ライフ・バランスの対談ということですね。これも時代ですかね。

永野：そうですね。当局では子育て中の女性の管理職も増えて、女性職員の活躍がますます進んでいるけれど、ワーク・ライフ・バランスは我々のように共働きの男性職員にとっても重要な問題といえるよね。桑原さんは、仕事と家庭とを両立するためにどのようなことを心がけているのかな。

桑原：自分自身でできることとして、まず、子ども

が生まれてから以前よりも時間を効率的に使うようになりました。依頼議員が本当に望んでいることをきちんと踏まえ、目標から逆算して、検討や作業をするように意識しています。

永野：それは大事なことだね。私の課でも、課長が子育て中なので、課全体が効率的に業務をしていこうという意識が強いよ。でも、桑原さんはまだ下のお子さんが小さいから、病気がかかったりして大変だね。